

医療観察法災害ガイドライン

【目 次】

I. ガイドラインの目的	1
II. 総 論	
・用語の定義	1
III. 関係機関の役割	
1. 関係機関の事前対応	
(1) 厚生労働本省	4
(2) 地方厚生局	4
(3) 指定入院医療機関	4
(4) 指定通院医療機関	5
2. 関係機関の災害時対応	
(1) 厚生労働本省	6
(2) 地方厚生局	8
(3) 指定入院医療機関	9
(4) 指定通院医療機関	12
IV. 医療観察法災害ガイドラインの見直し	13
(別紙1) 災害時の連絡体制	14
(別紙2) 災害時の避難の流れ	15

I. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、災害時において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）の対象者の安全を確保し、医療観察法のもと適切な医療を実施できるようにすることを目的とする。

なお、被災した指定入院医療機関及び指定通院医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、指定入院医療機関運営ガイドラインにおいて、各指定入院医療機関で作成することとされている、重大事故発生時、無断退去発生時、火災発生時等が発生した場合の対応マニュアル（以下「安全管理マニュアル」という。）に原則として基づいて対応することとし、本ガイドラインは、被災した指定医療機関が適切な医療の実施ができない場合、他の指定医療機関等で、継続的な医療を実施できるよう転院等の災害時の対応方法に力点を置くものとする。

II. 総論

用語の定義

本ガイドラインにおける用語については以下のとおり。

- ・ 災害

火災、水害、地震等の外的要因であって、指定医療機関について、医療観察法に基づく医療の実施に支障がある状態に至らしめるものをいう。

- ・ 緊急避難

指定入院医療機関が被災し、医療観察病棟から直ちに避難しなければ安全が担保できないと管理者が判断した場合で、医療観察法に基づく入院による医療を受けている者（以下「入院対象者」という。）を安全な場所へ避難させることをいう。

緊急避難は、医療観察法第100条第1項において、指定入院医療機関の管理者は、入院対象者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出させることができるとされていることを踏まえるものとする。

- 転院

指定医療機関が被災し、かつ長期に渡り医療の実施が困難と管理者が判断した場合、入院対象者及び医療観察法に基づく入院によらない医療を受けている者（以下「通院対象者」という。）を被災都道府県等内外の指定医療機関へ移送等により転院させることをいう。

- 二次避難

指定入院医療機関が被災し、かつ医療観察病棟内で継続した医療の実施が困難と管理者が判断した場合で、一時的に入院対象者を近隣医療機関等へ避難させ、同医療機関等での継続した医療を実施することをいう。

二次避難は、医療観察法第100条第2項において、指定入院医療機関の管理者は、入院対象者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、1週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができるとされていることを踏まえ行うものとし、1週間を超える場合は、原則、指定入院医療機関へ転院させることとする。

- 災害派遣精神医療チーム（以下「DPA T」という。）

（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPA T）

被災都道府県等によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

- DPA T都道府県等調整本部（以下「DPA T調整本部」という。）

被災した都道府県等災害対策本部（保健医療調整本部）（以下「都道府県等災害対策本部等」という）の指揮下に置かれる機関をいう。被災都道府県等管内で活動するすべてのDPA Tの指揮・調整とロジスティクス、都道府県等災害対策本部等との連絡及び調整、都道府県等災害医療コーディネーターとの連携、被災都道府県等内の精神保健医療に関する被災情報の収集（精神科医療機関の被災状況等）、厚生労働本省及びDPA T事務局との情報共有等の統括業務を行う。

なお、災害の規模によってはDPA T調整本部が設置されない場合や、DPA T調整本部の下に、被災地域の保健所圏域、市町村等でのDPA Tの活動を指揮する、DPA T活動拠点本部が設置される場合もある（その際の記述をDPA T調整本部等とする）。

- ・ D P A T 事務局

災害発生時以降の D P A T 活動の迅速、適切な連絡調整の業務の中核となる機関をいう。被災都道府県等が非被災都道府県等からの支援を必要とする場合には、厚生労働本省の指示のもとに、全国の D P A T に対して出動可否等を含む情報収集を行う。

- ・ 広域災害・救急医療情報システム（以下「E M I S」という。）

（Emergency Medical Information System：E M I S）

災害時に被災都道府県等を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステムをいう。

Ⅲ．関係機関の役割

１．関係機関の事前対応

（１）厚生労働本省

ア．指定医療機関との災害時の連絡は、地方厚生局と作成した緊急連絡網を活用する。

イ．関係機関（法務省、最高裁判所、ＤＰＡＴ事務局）との災害時の連絡体制は、別紙１のとおり。

（２）地方厚生局

ア．厚生労働本省との災害時の連絡は、緊急連絡網を活用する。

イ．指定医療機関との災害時の連絡体制は、別紙１のとおり。災害時に確実に連絡を取れるよう体制を整える。

ウ．関係機関（保護観察所、地方裁判所等）との災害時の連絡体制は、別紙１のとおり。

（３）指定入院医療機関

ア．災害対応について整理し、安全管理マニュアルに記載する。

特に、安全管理マニュアルには災害時の避難及び医療提供体制等を記載する。

イ．各都道府県等の災害対応部局との連携や、ハザードマップ等を確認するなど、起こりうる災害を想定し対応を取り決めておく。また、それら災害時の緊急避難場所についても取り決めておく。

ウ．災害時に備え、地方厚生局への連絡体制を取り決めておく。

エ．災害時に備え、「災害時の対応（外出等）」について事前に取り決めておく。

なお、入院処遇ガイドラインに基づき、「外出・外泊等の開始」の際には、あらかじめ「新病棟運営会議における検討」や「居住地保護観察所への連絡」等を行う必要があるが、災害時の緊急の場合は「事後に開催される新病棟運営会議において当該判断及び治療行為の内容について報告し評価を受けるものとする」、「居住地保護観察所への連絡は事後とする」等事前に取り決めておく。

オ．災害時の転院等の可能性に鑑み、「入院対象者の診療情報」（既存資料の組み合わせ等で可）の提供方法を取り決めておく。

【診療情報の参考となる既存資料例】

- ① 診療情報提供書
- ② 直近の処方内容
- ③ 鑑定書
- ④ 生活環境調査結果報告書
- ⑤ 直近の入院継続申立書
- ⑥ 新病棟運営会議シート
- ⑦ 入院継続情報管理シート 等

(4) 指定通院医療機関

ア. 災害対応について整理し、安全管理マニュアル等に記載する。

特に、安全管理マニュアル等には災害時の避難及び医療提供体制等を記載する。

イ. 災害時に備え、地方厚生局への連絡体制を取り決めておく。

ウ. 災害時の転院等の可能性に鑑み、「通院対象者の診療情報」（既存資料の組み合わせ等で可）の提供方法を取り決めておく。

【診療情報の参考となる既存資料例】

- ① 診療情報提供書
- ② 直近の処方内容
- ③ 鑑定書
- ④ 生活環境調査結果報告書
- ⑤ 通院基本情報管理シート 等

2. 関係機関の災害時対応

○災害時の避難の流れ（別紙2）

（1）厚生労働本省

（災害発生時）

ア. 被災地の指定医療機関の被災状況については、地方厚生局との緊急連絡網を活用し情報収集を行うこと。被災状況の確認は、入院対象者に関する情報を優先とする。

また、指定通院医療機関については、通院対象者が治療を受けている医療機関に限って、E M I Sを活用して情報収集を行うこととする。

収集すべき情報は以下のとおり。

【被災状況確認項目】

① 入院対象者数（うち受傷者数、死亡者数）

② 通院対象者数（うち受傷者数、死亡者数）

③ 入院対象者の緊急避難の有無

〔緊急避難が有の場合に収集する情報〕

☐ 緊急避難者数

☐ 避難場所

④ 指定入院医療機関の病棟における継続した医療の実施の可否

〔医療の実施が否の場合に収集する情報〕

☐ 病棟の倒壊、又は倒壊の恐れの有無

➢ 有の場合、倒壊等その状況について

☐ 病棟の浸水、又は浸水の恐れの有無

➢ 有の場合、浸水等その状況について

☐ 医療従事者が被災の有無

➢ 有の場合、具体的な被災の状況について

☐ ライフラインの支障の有無

➢ 有の場合、具体的な支障の状況について

☐ 医薬品等の供給面の支障の有無

➢ 有の場合、具体的な支障の状況について

☐ その他物品の供給面の支障の有無

➢ 有の場合、具体的な支障の状況について

⑤ 指定通院医療機関における継続した医療の実施の可否

〔医療の実施が否の場合収集する情報〕

☐ E M I Sに「要支援」が入力されている又は「未入力により安否不明」の場合には、その理由の確認

また、E M I S 未登録の指定通院医療機関の場合は、個別に被災状況を確認

イ. 被災地の指定医療機関について確認できた被災状況を関係機関（法務省、最高裁判所、D P A T 事務局）へすみやかに連絡する。

【被災状況確認項目】

《Ⅲ－２－（１）－アと同じ》

ウ. D P A T 調整本部が都道府県等災害対策本部等内に設置された場合は、管轄する地方厚生局に対し、D P A T 調整本部に連絡を行いD P A T と連携を図るよう、すみやかに指示する。

（転院）

エ. 入院対象者の転院が必要となった場合は、被災地内外で入院対象者の受け入れが可能な指定入院医療機関の病床を確保し、管轄する地方厚生局に連絡をする。

オ. 転院に必要な移送について、被災地の指定入院医療機関、受入れ先の指定入院医療機関と連携し、車両等の移送手段の調整を行い、その確保について管轄する地方厚生局へ指示する。また、適宜D P A T 事務局を通じ、D P A T 調整本部等とも連携、情報共有を行い、その確保に当たる。

（二次避難）

カ. 指定入院医療機関への転院が困難な場合は、二次避難を行う。二次避難先は、原則として国公立医療機関（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第１９条の８に規定する指定病院の基準を満たす医療機関）とする。

このときの費用の請求に当たっては、当該指定入院医療機関が行うものとし、別の医療機関において診療に要した費用に対して、当該診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

その候補の選出については、D P A T 事務局または、D P A T 調整本部等より必要な情報を得る。

得られた情報を元に、二次避難先の選定及び確保について、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方厚生局に指示する。

キ. 二次避難に必要な移送について、被災地の指定入院医療機関と連携し、車両等の移送手段の調整を行い、その確保について、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方厚生局へ指示する。また、適宜D P A T 事務局を通じ、D P A T 調整本部等とも連携、情報共有を行い、その確保に当たる。

（２）地方厚生局

（災害発生時）

ア．被災地の指定医療機関の被災状況については、緊急連絡網を活用し情報収集を行う。

イ．被災地の指定医療機関の被災状況の確認は、入院対象者に関する情報を優先とする。

また、指定通院医療機関については、E M I S を活用し、通院対象者が治療を受けている医療機関に限って情報収集を行う。

情報収集ができた項目から、すみやかに厚生労働本省へ報告する。

【被災状況確認項目】

＜Ⅲ－２－（１）－アと同じ＞

ウ．特に、被災地の指定入院医療機関の緊急避難の状況について確認する。

エ．被災地の指定医療機関について確認できた被災状況を関係機関（保護観察所、地方裁判所等）へすみやかに連絡する。

【被災状況確認項目】

＜Ⅲ－２－（１）－アと同じ＞

オ．D P A T 調整本部が都道府県等災害対策本部等内に設置されている場合は、すみやかにD P A T 調整本部にも情報共有を行いD P A T との連携を図る。

カ．被災地の指定入院医療機関の管理者から、医療観察病棟での医療の実施が困難であり転院及び二次避難が必要との連絡があった場合は、すみやかに厚生労働本省へ報告する。

（転院）

キ．厚生労働本省が確保した指定入院医療機関の病床について、被災地指定入院医療機関と連携し、入院対象者の割振りを行う。

なお、指定入院医療機関運営ガイドラインにおいて、他の指定医療機関への転院には、「保護観察所との意見調整を経た指定入院医療機関の発意」や「転院の要件」が必要とされているが、災害時の緊急の場合は、医療観察法に基づく継続した医療の実施の観点から「指定入院医療機関の管理者の発意」をもって転院を可能とすることとし、「転院の要件」を満たさない場合であっても差し支えないものとする。

ク．転院に向けた移送については、厚生労働本省の調整のもとに、入院対象者の車両等の移送手段を確保する。また、適宜D P A T 調整本部等とも連携、情報共有を行い、その確保に当たる。

(二次避難)

ケ. 指定入院医療機関への転院が困難な場合は、二次避難を行う。二次避難先は、厚生労働本省の調整のもとに確保する。また、適宜ＤＰＡＴ調整本部等とも情報共有を行い、支援を受ける。

コ. 二次避難に向けた移送については、厚生労働本省の調整のもとに指定入院医療機関と連携し、入院対象者の車両等の移送手段を確保する。また、適宜ＤＰＡＴ調整本部等とも連携、情報共有を行い、その確保に当たる。

(通院対象者への対応)

サ. 保護観察所に、通院対象者の被災状況等について確認を行う。

シ. 保護観察所に、指定通院医療機関の確保に関する情報提供等を依頼する。

ス. 被災した指定通院医療機関の管理者により、診療の継続ができないという判断がされている場合、近隣の指定通院医療機関の確保を行う。

(3) 指定入院医療機関

(災害発生時)

ア. 入院対象者の安全を最優先に考える。

イ. 安全管理マニュアルに基づき、災害時の院内対応を行う。

(緊急避難)

ウ. 指定入院医療機関の精神保健指定医の診察の結果を踏まえ、管理者の判断で入院対象者を安全な場所へ緊急避難させる。その際、「災害時の避難対応（外出等）」については事前対応の取り決めのおりとする。

エ. 緊急避難は医学的管理の下に実施する。

なお、災害時の緊急な場合、緊急避難における当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理に基づく人員配置については、管理者の判断で入院対象者の病状、観察レベルに応じた適切な人員配置として差し支えないものとする。

オ. 指定入院医療機関の被災状況について、地方厚生局へ報告するとともに、ＥＭＩＳ等を通じて都道府県災害対策本部等に連絡する。

地方厚生局へ報告すべき情報は以下のとおり。

【指定入院医療機関の被災状況確認項目】

- ① 入院対象者数（うち受傷者数、死亡者数）
- ② 入院対象者の緊急避難の有無

〔緊急避難が有の場合に報告する情報〕

□緊急避難者数

□避難場所

③ 指定入院医療機関の病棟における継続した医療の実施の可否

〔医療の実施が否の場合に報告する情報〕

□病棟の倒壊、又は倒壊の恐れの有無

➢有の場合、倒壊等その状況について

□病棟の浸水、又は浸水の恐れの有無

➢有の場合、浸水等その状況について

□医療従事者が被災の有無

➢有の場合、具体的な被災の状況について

□ライフラインの支障の有無

➢有の場合、具体的な支障の状況について

□医薬品等の供給面の支障の有無

➢有の場合、具体的な支障の状況について

□その他物品の供給面の支障の有無

➢有の場合、具体的な支障の状況について

カ. 緊急避難の際に、D P A T等の外部の支援が必要と管理者が判断した場合、都道府県災害対策本部等へ連絡する。

キ. 緊急避難後、入院対象者の安全が確認できた時点で、管理者は医療観察病棟における継続した医療の実施の可否について判断する。

(転院及び二次避難)

ク. 被災地指定入院医療機関の対応

① 医療観察病棟における継続した医療の実施が可能な場合

i) 医療観察病棟での医療の実施が可能なことを地方厚生局へ報告し、以後も密に情報共有・連携を行う。併せてE M I S等を通じ、都道府県災害対策本部等、D P A T調整本部等が立ち上がっていた場合はD P A T調整本部等に連絡する。

ii) 緊急避難の後、治療環境が整った時点で医療観察病棟での医療を実施する。

iii) 避難時の対応についても可能な限り記録する。

iv) 医療観察病棟で医療の実施を開始した旨を地方厚生局へ報告する。

② 指定入院医療機関における継続した医療の実施が困難な場合

- i) 転院及び二次避難の必要性については、管理者が判断する。
- ii) 転院及び二次避難が必要な場合は、その旨を地方厚生局にすみやかに報告し、以後も密に情報共有・連携を行う。併せてE M I S等を通じ、都道府県災害対策本部等、D P A T調整本部等が立ち上がっていた場合はD P A T調整本部等に連絡する。

(転院)

- iii) 地方厚生局から連絡のあった受入れ指定入院医療機関への転院に向け、地方厚生局と連携し、入院対象者の割振りに協力する。
- iv) 管理者は、転院に必要な移送について、地方厚生局、D P A T等から病院所有の車両等による移送依頼を受けた場合は、協力する。
- v) 管理者はD P A T等の外部の支援に来た場合は、支援内容の指示を行う。
- vi) 転院の際、事前に用意している「入院対象者の診療情報」を、受入れ指定入院医療機関に提供する。
- vii) 転院時の職員の同行については、原則、受入れ指定入院医療機関の職員が対応する。また、バス等の大型車両により、複数の入院対象者を移送する場合、当該車両における職員の配置については、必要最低限の人員で差し支えない。

(二次避難)

- viii) 指定入院医療機関への転院が困難な場合、二次避難を行う。地方厚生局より連絡のあった入院処遇者の受け入れが可能な医療機関等への二次避難に向け、地方厚生局と連携し、入院対象者の割振りに協力する。
- ix) 二次避難にあたり必要な移送について、地方厚生局、D P A T等から病院所有の車両等による移送の依頼を受けた場合は、協力する。
- x) 管理者はD P A T等の外部の支援に来た場合は、支援内容の指示を行う。
- xi) 入院対象者を二次避難させる場合、管理者は、医学的管理の下に実施されるよう留意する。

なお、災害時の緊急な場合、二次避難における当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理に基づく人員配置については、管理者の判断で入院対象者の病

状、観察レベルに応じた適切な配置として差し支えないものとする。

また、二次避難が1週間を超える場合は、医療観察法第100条第2項の「外泊」に係る規定に基づき、原則、指定入院医療機関へ転院させることとする。

ケ．受入れ指定入院医療機関の対応

- i) 入院対象者の転院の受け入れに協力する。
- ii) 被災地指定入院医療機関から入院対象者を受け入れる場合は、原則、受入れ指定入院医療機関の職員が同行する。また、バス等の大型車両により、複数の入院対象者を移送する場合は、職員の同行の配置について、必要最低限の人員で差し支えない。

(4) 指定通院医療機関

ア．通院対象者の安全を最優先に考える。

イ．安全管理マニュアル等に基づき、災害時の院内対応を行う。

ウ．通院対象者の安全が確認できた時点で、指定通院医療機関の管理者が継続した医療の実施の可否について判断する。

エ．指定通院医療機関の被災状況について、地方厚生局へ報告するとともに、E M I Sに登録している医療機関は被災状況を発信する。

地方厚生局へ報告すべき情報は以下のとおり。

【指定通院医療機関の被災状況確認項目】

- ① 通院対象者数（うち受傷者数、死亡者数）
 - ② 指定通院医療機関における継続した医療の実施の可否
- 〔医療の実施が否の場合に報告する情報〕

□被災状況及びその理由について

オ．保護観察所と連携し、通院対象者の被災状況等を確認する。

カ．被災地指定通院医療機関の対応

① 指定通院医療機関における継続した医療の実施が可能な場合

- i) 指定通院医療機関における医療の実施が可能なことを地方厚生局へ報告するとともに、E M I Sに登録している医療機関は被災状況を発信する。

② 指定通院医療機関における継続した医療の実施が困難な場合

- i) 外来による医療の実施ができない場合には、その旨すみやかに地方厚生局に報告するとともに、E M I Sに登録している医療機関は被災状況をすみやかに発信する。

- ii) 転院の際、事前に用意している「通院対象者の診療情報」を、受入れ指定通院医療機関に提供する。

キ. 受入れ指定通院医療機関

- i) 地方厚生局と受け入れの調整を行う。
- ii) 通院対象者の転院の受け入れに協力する。

IV. 医療観察法災害ガイドラインの見直し

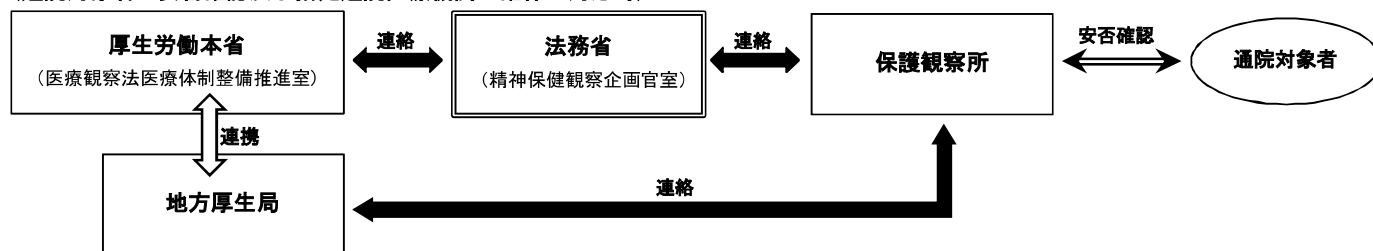
本ガイドラインは、災害時において、医療観察法対象者の安全を確保し、医療観察法のもと適切な医療を実施するためのものであり、その内容について対応や効果を客観的に検証し、定期的な見直しを行う。

災害時の連絡体制

1. 災害時の関係機関連絡体制

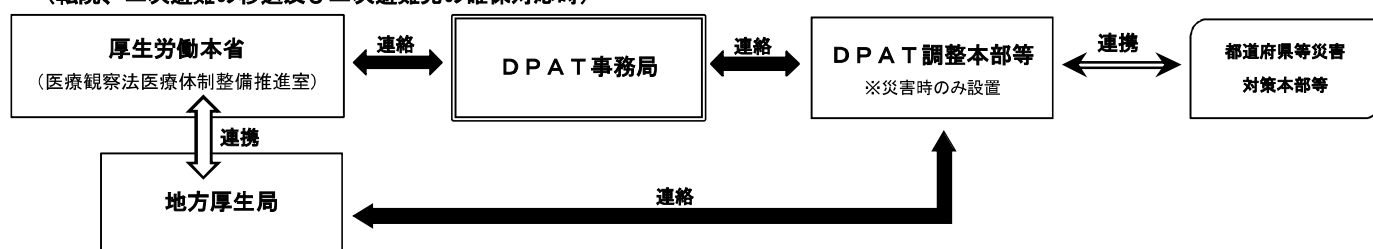
① 法務省・保護観察所との連絡体制

(通院対象者の安否確認及び指定通院医療機関の確保の対応時)



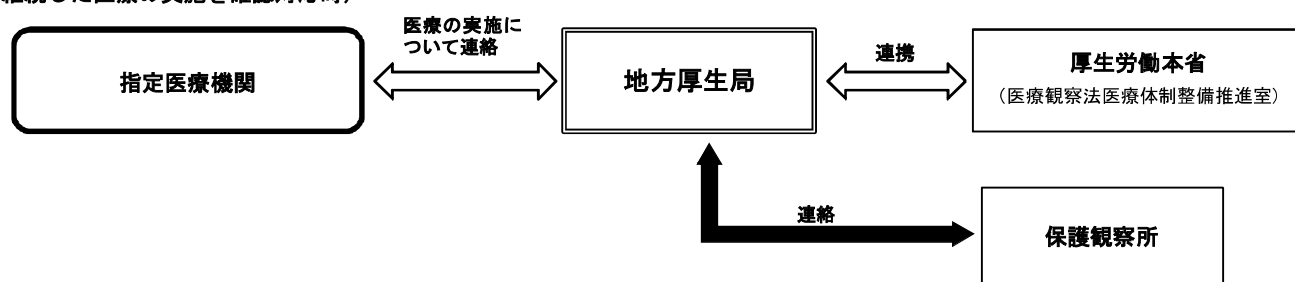
② DPAT事務局・DPAT調整本部との連絡体制

(転院、二次避難の移送及び二次避難先の確保対応時)



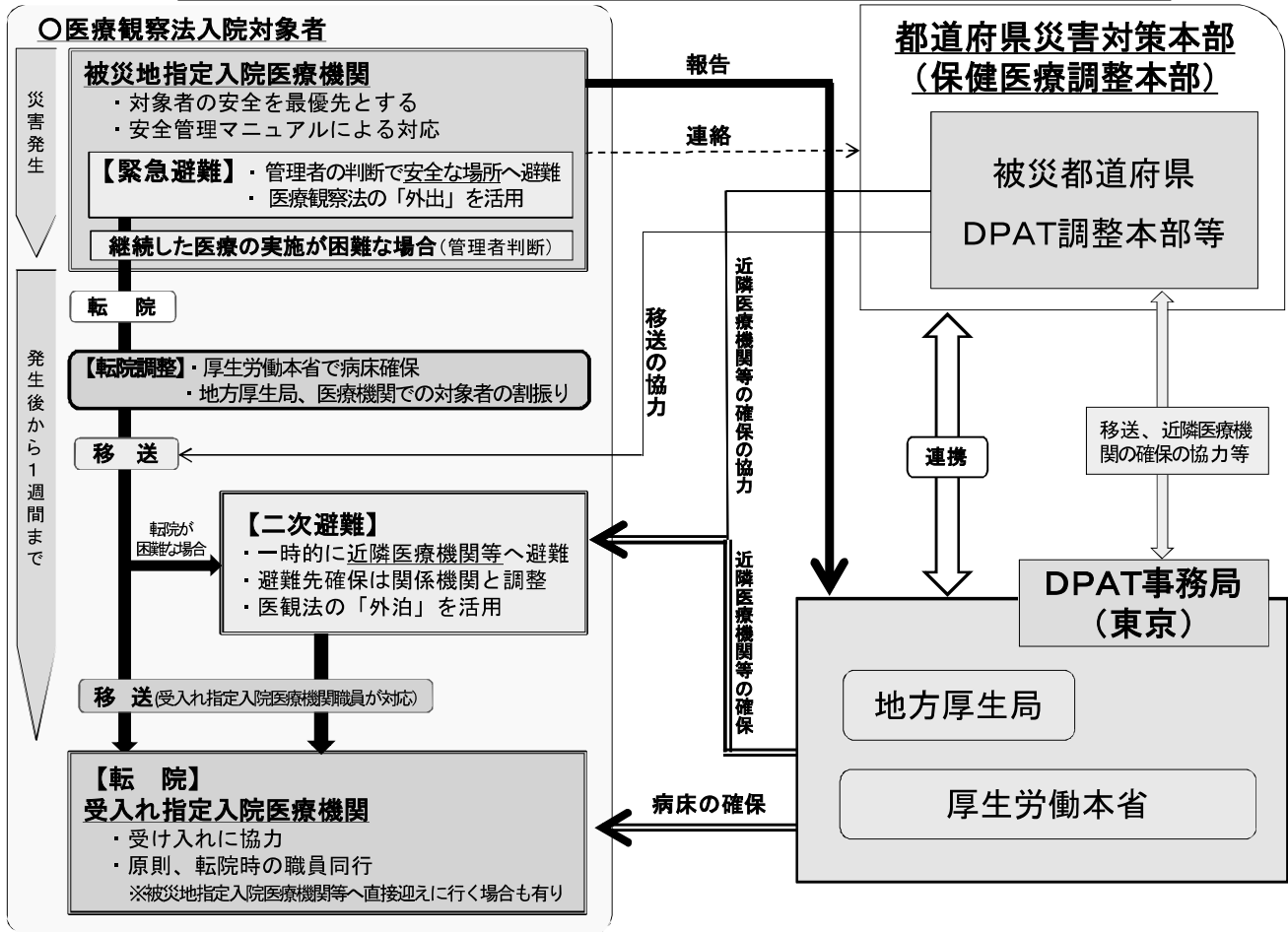
2. 災害時の指定医療機関連絡体制

(継続した医療の実施を確認対応時)

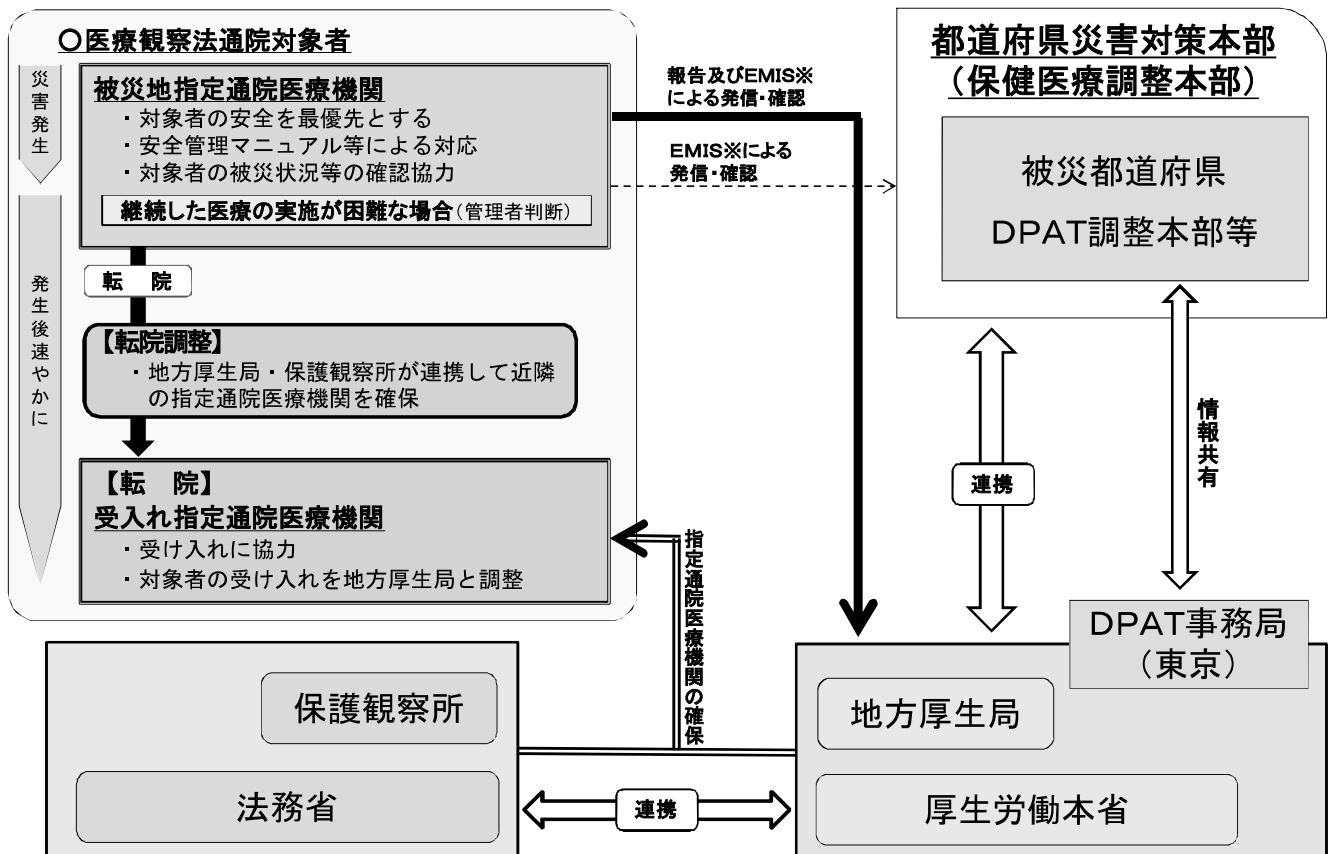


※ その他の場合については、適宜対応すること。

※ 最高裁判所、地方裁判所については、特記すべき事項が無ければ連絡は不要。



災害時の流れ(通院対象者)



※広域災害・救急医療情報システム(EMIS)

災害時に被災都道府県を越えて医療機関の移動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステムのこと。